

政令第六十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年四月十三日」を「令和三年四月十三日」に改める。

別表第一の四の項（三） 2 中「パルスジェットエンジン」の下に「、デトネーションエンジン」を加える。

別表第一の六の項（三） 中「又はその部分品、附属品若しくは制御装置」を削る。

別表第一の七の項（十七） 中「附属品」の下に「（一〇の項の中欄に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第一の一〇の項（十二）の次に次のように加える。

（十一の二） 光センサーの製造用のマスク又はレチクル

別表第一の一四の項（二） 中「物質」の下に「（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第三の三中「七の項（十五）」を「七の項（二）若しくは（十五）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

- 3 農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

理 由

国際的な平和及び安全の維持のため、デトネーションエンジン等について、輸出に際し経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。